

諭に補せられたものとし、この政令適用の際、國民学校におきて、地方技
官の職にあった者は、別に特令を發せられなかつたときは、公立学校の養
護教諭に補せられたものとする。

公立学校官制の一部を次のように改正する。

第十八條 及び第十九條中「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第二十章 削除

第二十条乃至第二十三条 削除

第二十四章 削除

第二十四條乃至第二十六條 削除

昭和二十一年勅令第三百二十四号（公立学校官制の一部を改正する勅
令）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

文部大臣 木村 長男
内閣総理大臣 片山 哲

労甲二。

昭和二十一年九月一日

昭和二十五年八月 日

内閣官房長官
内閣官房次長

内閣事務官

内閣総理大臣 

法務総裁 

重尾 國務大臣

菅米 國務大臣

北村 國務大臣

永江 國務大臣

一松 國務大臣



鈴木 國務大臣



岡田 國務大臣

野海 國務大臣

水谷 國務大臣

栗栖 國務大臣

加藤 國務大臣

船田 國務大臣

森戸 國務大臣

竹田 國務大臣

富吉 國務大臣

國務大臣

別紙労働大臣請議夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に関する政令の制定について

要報告

三

去 務 徳

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政 令 案

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令をここに公布する。

御名 御 爾 玉

昭和二十三年九月一日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り

第一六号
八月十日

労働基準監督官 寺本 廣作

労働省発基第一四二号

夏時刻法の施行に伴う労働時間の

特例に関する政令の制定について

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中労働時間に関する規定について特例を設ける必要がある。よつて別紙夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に関する政令案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十三年八月十四日

労働大臣 加藤 勲



内閣総理大臣 菅 均 殿

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令
内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定
に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する
政令を制定する。

政令第二百八十号

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定
に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する
政令を制定する。

- 1 使用者は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働することになつてゐる労働者については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に限り、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條又は第四十條に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長することかできる。
- 2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣
内閣総理大臣

理 由

夏時刻の終了に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。

昭和二十三年四月二十八日
法律第二十九號

夏時刻法

第一條 毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

労働基準法

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。
使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第四十條 第八條第四号、第五号及び第八号乃至第十七号の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に関する規定について、命令で別段の定をすることができらる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。

第三十七條 使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日^に労働させた場合又は午後十時から午前五時^一労働^に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時^一までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。
前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。